

別表十七（二の二）付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第66条の5の2（第4項を除きます。）（関連者等に係る支払利子等の損金不算入）又は第66条の5の3（超過利子額の損金算入）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「関連者支払利子等の額の合計額の計算」の各欄は、法人の関連者等（措置法第66条の5の2第2項各号に掲げる者をいいます。以下同じ。）に対する支払利子等（同項に規定する支払利子等をいいます。以下同じ。）のうち、当該関連者等の同項に規定する課税対象所得に含まれない金額がある場合に記載します。
- 3 「関連者等に対する支払利子等4」は、法人の関連者等に対する支払利子等の金額を記載します。
- 4 「外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入制度に係る損金算入額のうち、関連者等に対する支払利子に相当するもの7」は、措置法第66条の5の2第9項第1号ロに掲げる金額を記載します。
- 5 「同上のうち関連者等の課税対象所得に含まれない額9」は、法人の措置法第66条の5の2第2項に規定する関連者等に対する支払利子等の額のうち、当該関連者等が措置法令第39条の13の2第4項各号（関連者等に係る支払利子等の損金不算入）に掲げる者のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める所得に含まれない支払利子等の金額を記載します。
- 6 「除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等の額等の計算」の各欄は、措置法令第39条の13の2第5項に規定する除外対象特定債券現先取引等に係るものにつき、その対象となる債券の種類又は名称ごとに、同項に規定する平均負債残高、当該除外対象特定債券現先取引等に係る同条第6項に規定する対応債券現先取引等に係る資産に係る同項に規定する平均資産残高、同条第5項に規定する支払利子等の額及び当該対応債券現先取引等に係る同条第16項に規定する受取利子等の額を記載します。